

T & M NEWS
 第315号
 2021. 12. 20

税理士法人アリオン

[本社]
 福岡市中央区渡辺通1丁目1-1サントルビル7階
 Tel: 092-724-1118・1128 Fax: 092-724-1138
 [東京事務所]
 千葉県船橋市西船4-19-2第12花園ビル208
 Tel: 047-404-7328 Fax: 047-404-7329
 [栃木事務所]
 那須塩原市下永田2丁目1045-3-D102
 Tel: 0287-46-5722 Fax: 0287-46-5723

NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE

電子政府が加速させる行政のデジタル化の行方

「改正」電子帳簿保存法スタートへ？
 保存義務化、準備不足で延期？
 デジタル化で変わる？ 税務調査！



新型コロナウイルスの感染拡大の局面で明らかになった「行政のデジタル化」の遅れ。菅政権のもとでデジタル庁の創設が決まり、今年9月に発足。加速する電子政府への移行は国民のメリットよりも義務化が先行するようです。

新設デジタル庁の今



●コロナ禍で浮き彫りに！

行政システムの脆弱さが浮き彫りになったのは、10万円の特別定額給付金を巡る手続きでした。デジタル整備が追いついておらず、手作業での処理を余儀なくされた自治体が相次ぎ、申請から給付までが円滑に進まず、混乱が続いたのは記憶に新しいところです。

●菅政権の目玉「デジタル庁」？

2020年9月発足の菅内閣は国全体のデジタル化を看板政策とし、異例のスピードでデジタル庁設置を実現させたこととなります。

＜1年間の功績か、20年越しの案件か＞

短命政権でも処理した懸案は多く、「仕事師内閣」との声も。他にカーボンニュートラル宣言、携帯電話料金引下げなど。ただし、デジタル庁も20年前に行政手続きのオンライン化目標があったことから、20年越しの積み残し案件ともいえる。

●デジタル庁の概要と課題



＜デジタル庁は司令塔＞ デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助け、行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを目的とする。復興庁と同じく、国家行政組織法の適用が除外されており、必須事項はデジタル庁設置法に規定。

組織	内閣直属、首相がトップ
	デジタル相、デジタル監（事務方トップ）配置 職員約600人規模（うち3割超は民間IT企業出身者を起用）
役割	行政オンライン化などデジタル改革の推進
	各省庁を統率する司令塔機能、勧告権あり 国のシステム整備・管理・予算を一括計上 マイナンバー制度の企画立案

＜課題＞ ●優秀な専門人材の確保と育成
 ●情報流出、サイバー攻撃対策への備え
 ●マイナンバーカードの普及

●「デジタルの日」って何の日？



1と0の文字が並ぶ10月10日、11日はデジタル庁創設を記念する「デジタルの日」に。デジタル庁の前身組織が決めた記念日で、2進法でつかう「1」と「0」の組み合わせで決めたとか。

＜#デジタルを贈ろう＞ デジタル庁創設記念として、デジタルの日のオンラインイベントがYouTubeやツイッターで配信され、それに先立ち、10月5日からYouTubeで「#デジタルを贈ろう」という映像が流れた。

●引継ぎ式で「デジ女」発言！

初代大臣は、平井卓也デジタル改革担当相で、事務方のトップのデジタル監には一橋大学名誉教授の石倉洋子氏が就任。その後、岸田内閣で牧島かれん氏がデジタル大臣に就任し、その引継ぎ式で平井氏の「デジ道を全うするデジ女として頑張ってもらいたい」発言が話題に。

＜既得権益も引き継いだ？＞ 就任早々、特定企業との過去の癒着疑惑が発生。19年と20年にNTTから高額接待を受けていたという。NTTからの接待については、平井前大臣も問題が発覚し、閣僚給与1ヵ月分を自主返納している。

鍵はマイナンバーカード



●デジタル改革関連6法とは？

5月12日、菅政権下で行政のデジタル化を推進する関連6法が成立しています。

＜デジタル改革関連6法で実現すること＞

デジタル設置法	デジタル庁創設、予算一元管理
デジタル社会形成基本法	IT政策の理念や基本方針の策定
公金受取口座登録法	給付金の受取口座を事前登録(迅速給付が可能に)
預貯金口座管理法	マイナンバーと口座の紐づけ促進(迅速な口座照会が可能に)
デジタル社会形成整備法	行政手続きの押印廃止 自治体ごとの個人情報保護ルールの統一
自治体システム標準化法	自治体も国と同基準のシステム推進

●給付と口座照会が迅速に！

希望者は公的な給付金の受取口座とマイナンバーを紐づけられるようになり、口座確認に必要な自治体側の作業が大幅に減り、迅速に受け取れる仕組みが可能に。

＜マイナンバーで口座照会＞ 災害や相続の際に通帳が手元にない場合でも、事前に連動しておけば、マイナンバーで口座を照会できる。

●スマホで税・社会保障の手続きが

早ければ22年度にもマイナンバーカードを持つ人がスマホに電子証明機能を搭載できるように。この機能を使って本人確認すれば、スマホで転出の届け出や税・社会保障の手続きがワンストップでこなせる見込みとか。



●5年かけてシステムを統一？

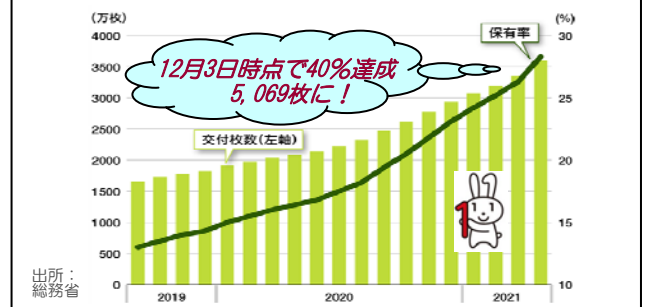
地方自治体に国と同基準のシステムを使うように推進し、自治体ごとに異なる個人情報保護制度に共通ルールを設け、政府と地方の情報共有をやり易くします。政府と地方のシステムは5年かけて統一する予定ですが、担い手となる専門分野の人材が不足すれば遅れる恐れも。

＜システムは米国製？＞ デジタル庁は中央省庁と地方自治体を使うデータをインターネット上で管理する「政府クラウド」の先行事業で、米アマゾン・ドットコム傘下企業と米グーグル社を利用すると発表。安全面や事業継続性など約350要件を満たした両社を採用したとか。

●来年度末に100%普及目指す？

行政手続きのデジタル化・オンライン化を進める上で重要なのは「本人確認」をオンラインで行うことで、マイナンバーカードの普及がデジタル化の鍵を握っています。政府は22年度末にはほぼ国民に普及させるとしています。

＜マイナンバーカード交付枚数と保有率＞



●マイナンバーカードって必要？

12月3日時点で普及率が40%に達しました。昨年10月1日の20.5%から倍増していますが、それでもまだ目標は遠いようです。

＜カードを取得していない理由＞20年6月実施

1	身分証明になるものが他にあるので	37.5%
2	なくても生活できるから	35.0%
3	利用したいと思えるサービスが少ない	24.9%

●総務省からデジタル庁へ

マイナンバーカードは、発行は自治体、制度は総務省、マイナポータルは内閣府と管轄がバラバラでしたが、今後はデジタル庁に一元化。

＜段階的に利用範囲を拡大してきた＞

2016年 1月	マイナンバーカードの運用とマイナンバーカード交付開始
17年 1月	専用サイト「マイポータル」稼働
10月	マイポータルで子育て関連のオンライン申請可能に
11月	行政機関同士の情報連携を本格運用
18年 1月	銀行口座への任意の紐付け開始
20年 9月	キャッシュレス決済のポイント還元策「マイポイント」開始
21年10月	健康保険証としての利用開始
22年(予定)	マイナンバーカード機能をスマホ(Android)に搭載
26年(予定)	運転免許証との一体化

●12月20日公開、接種証明アプリ

日本政府が公式に提供するワクチン接種証明書を取得できるアプリの公開が決まりました。

＜証明書アプリと4桁の暗証番号＞ スマホでQRコード付き接種証明書を取得するには、マイナンバーカードをスマホにかざして、あらかじめ設定した4桁の暗証番号を入力する必要があります。

●あの手この手の普及作戦！



マイナンバーカード取得促進のため、政府は昨年「マイナポイント」制度を導入。

＜一石三鳥を狙った？＞ マイナンバーカードをキャッシュレス決済1点と紐付けることで、ポイント還元が受けられる制度。消費の活性化、マイナンバーカードの普及促進、官民キャッシュレス決済基盤の構築を目的とする。第1弾は20年9月スタートで、21年12月末で終了する。

●第2弾は来年1月開始!



新規取得者が最大2万円を受け取れる「マイナポイント」第2弾は来年1月から開始。①新規取得者向けには最大5,000円(キャッシュ決済利用額の25%)、②カードを健康保険証として利用登録した人向けに7,500円、③公的給付金受取口座を事前登録した人向けは7,500円のポイント付与で、①は1月から、②と③は5月から付与予定。

<自治体の独自ポイントも> 新規取得者向けにその場で**申請用の写真**を撮って申し込める特設窓口を設置する自治体も。さらに上乗せで**独自のポイント付与**もある自治体はお年寄りなどに入気。

電子保存義務化は延期!

●加速する電子政府への移行



行政手続きのデジタル化は専門分野の人材不足もあって計画通りに進んでいませんが、電子政府への移行は着々と進み、国民に義務や負担を強いる法改正は待たなしの状態に。

●デジタル庁の旗艦プロジェクト

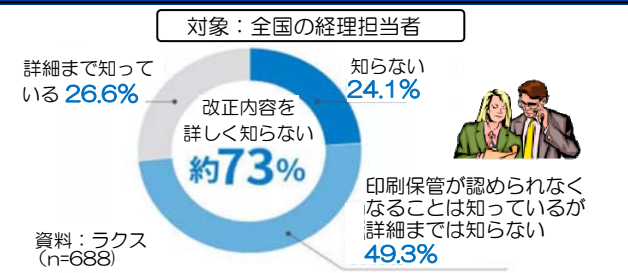
企業の帳簿や書類の電子保存のルールが来年から大きく変わります。オフィス業務のデジタル化を目指す制度改正で、デジタル庁も旗艦プロジェクトに位置付けています。業務の効率化やテレワークの普及などにもつながると期待が高まりますが、法律や制度の認知度が低く、対応が不十分な企業も多く、専門家からは「準備が間に合わない」との声が。

●7割以上が詳しく知らない?



来年1月の「改正電子帳簿保存法」の施行を前に、全国の経理担当者に実施した調査で、7割以上が「詳しく知らない」と回答し、対応準備が進んでいない実態が明らかになりました。

Q: 来年1月からPDFで受け取った請求書を紙に印刷して保管できなくなることを知っていますか?



●対象はすべての企業と個人事業主

来年1月以降受け取る**電子データは、電子保存が義務付け**られます。なお、この改正はすべての企業と個人事業主が対象になります。

Q: 電子保存せず、紙に印刷保存していたら?

A: 電子取引データを紙に印刷保存しても、帳簿保存したことになります。最悪では青色申告取り消しも。

●ところで電子取引って?



大企業でなくても今どき、電子取引データがゼロという会社は少ないでしょう。

- 請求書 (電子メールの添付ファイル、指定HPからのダウンロード、複合機のFax機能で受取り)
- クレジットカード (HPからダウンロードした利用明細)
- 通販取引 (通販サイトからの購入通知メール)
- 口座振替 (通信費、水道光熱費Web利用明細)

●電子保存はどうすればいい?

データは単に保存すればよいわけではなく、決められた要件(データ改ざんがないこと証明するタイムスタンプ付きや、取引年月日、取引先等の検索ができる等)どおりに、帳簿書類と同じく7年間保存する必要があり、何らかのシステム導入が必要で企業に負担を強いることに。

●ペーパーレス化に逆行する動きも!

今年6月の経理担当者向けのある調査によると、61.9%がPDFで受け取った請求書を「紙に印刷して保管」と回答。今回の改正でPDFの請求書を印刷保管できなくなることへの対応として、13.1%が「紙の請求書を郵送してもらうように発行先企業に依頼する」とし、ペーパーレス化の流れに逆行するような動きも。

●保存義務化は2年延期に?



国税庁に質問が殺到したため、11月12日に「書面保存でも、その事実をもって直ちに経費と認めない、青色申告取り消しをするものではない」との回答を公表。その後、準備不足として2年延期が税制改正で決まりそうです。

●国税庁が進める税務行政DX



デジタル化により、マイナンバーを活用して納税者の金融機関の取引情報に対する税務調査(反面調査)が容易になるのは想像できます。

<AIで調査先を抽出> 国税庁・国税局にデータ活用担当職員を置き、**AIやデータ分析**を活用し、調査先を選定するなど、データを活用した**高度・効率的な税務調査**に取り組む。

<専用回線で照会・回答> これまで書面や対面で行っていた金融機関への預貯金照会や税務調査の必要資料の提出を**オンライン化**へ。

<ダウンロード要請が主流に> 改正電子帳簿保存法では、検索要件に代えて**税務調査でダウンロードの求めに応じなければ**保存要件を満たさないことになる。今後の税務調査では帳簿書類のダウンロードの要請が主流に。

2021年分確定申告のポイントは？



●スマホ申告機能が強化へ！

2021年分の確定申告からスマホ申告できる範囲が拡大され、特定口座年間取引報告書の申告や上場株式等の譲渡損失の繰越ができるようになります。

◆スマホがカードリーダー代わり！？

確定申告書には、マイナンバー記載と証明書添付が必要。電子申告では、“ICカードリーダーで電子証明の添付”が原則です。

今年分からは、カードリーダーが無くてもスマホのマイナンバーアプリで電子申告ができるようになるもようです。



◆源泉徴収票はカメラ撮影で、入力不要！

スマホのカメラで“給料の源泉徴収票を撮影すると自動入力できる”という便利な機能が登場！源泉徴収票が何枚もある方にはうれしいニュースです。

スマホ申告の対象範囲 (NEW は令和3年分確定申告(令和4年1月上旬~)から対応予定)	
【対象所得】	【各種控除等】
➢ 給与所得	➢ すべての所得控除
➢ 雑所得	➢ 政党等寄附金特別控除
➢ 一時所得	➢ 災害減免額
➢ 特定口座年間取引報告書 NEW (上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)	➢ 外国税額控除 NEW
➢ 上場株式等の譲渡損失額(前年繰越分) NEW	➢ 予定納税額
	➢ 本年分で差し引く繰越損失額

●配当所得の申告手続きが効率的に！

上場株の配当は、所得税15.315%+住民税5%が源泉されるので、本来申告する必要はありません。ただ配当控除や、株式等の譲渡損との損益通算のために配当所得を確定申告しただけでは、住民税が当初の2倍の10%の税率でかかってきます。

この課税を避けるため、これまでは自治体へ「確定申告した配当所得について、住民税の申告をしない」旨の住民税申告書の提出が必要で、かなりの手間だったため、手続きが改正される予定でした。

新しい申告書用紙(案)には「特定配当等の全部の申告不要」という欄が登場！申告書の書き方などがまだ公開されていないものの、今回からはここにチェックを入れるだけで手続きが終わりに。

2021年用の確定申告書用紙案より<2面下段>

○住民税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割戻控除	特定配当等の全部の申告不要	給与、公的年金等に係る住民税特別控除
	円	円		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

●ふるさと納税の確定申告



返礼品は寄付金の3割以下に抑えられたとはいえ、まだまだ人気のふるさと納税。所得税の還付や住民税軽減メリットが得られます。

◆証明書をまとめる新制度

自治体ごとに発行される“寄付金受領書”をまとめる新制度が登場。国税庁指定の“ふるさと納税事業者”を使ってふるさと納税すると、事業者発行の“寄付金控除に関する証明書”で申告できるようになります。同じ事業者経由で寄付すれば、1枚の書類だけで申告できることに…。

◆ワストップ 納税なら申告不要

5自治体までの寄付なら“ワストップ 特例制度”を使えば、確定申告せずに住民税だけが減額されます。

医療費控除や住宅ローン控除で所得税を控除しきれぬ方は、ワストップ 納税の方がオトクです。

◆寄付はお早めに！

年末ぎりぎりでもふるさと納税すると、どうしても寄付金受領書の到着が遅れがち。

ふるさと納税するならできるだけお早めに！

●えー！これも所得税の対象！？

◆マイナポイントは所得税の対象！

今話題の“マイポイント”は、実は一時所得として課税の対象。ポイントだけなら最大2万円で、一時所得の控除額50万円以内に収まり問題ありません。満期保険金などの一時所得がある場合は、マイポイントも加えて申告する必要があるのでご注意ください！

ちなみに、商品購入時のポイント値引きは所得税の対象にはなりませんので、ご安心ください。

◆ネットオークションやフリマアプリでの利益

家電やブランドもののバッグや衣類※の売却益やバケーションサービスの提供による利益は、雑所得として申告が必要です。

※古着や家財の売却益は、非課税です。

◆暗号資産の売却益

ビットコインをはじめとする暗号資産の売却益は、“雑所得”として申告が必要です。

暗号資産は売買を繰り返すことが多いため、国税庁HPでは利益の計算用に“暗号資産の計算書”というExcelファイルも公開しています。